

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

「住民の福祉の増進」は、行財政運営の1つと捉え、社会保障施策の充実を図っていきます。

- ② 各種の臨時交付金などは时限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回答】

予算の範囲内での運営になります。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【回答】

現在予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★ ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

保険料第1段階で、生活保護者を除いた方(老齢福祉年金受給者等)の保険料について、市独自減免(8/10)を継続して実施していくことを考えております。

- ★ ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

「法施行時の訪問介護利用者に対する負担軽減事業」及び「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」の軽減対象者として認定を受けていた方の訪問介護サービス利用者について、市独自減免(1/2)を継続して実施していくことを考えています。

- ③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

【回答】

平成22年4月28日付け厚生労働省老健局振興課からの事務連絡にもあるように、アセスメント及びサービス担当者会議で必要と認められ、ケアプラン上にその必要性が明記されていれば認める方向で対応しています。

- ★ ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

第4期(平成21年度から平成23年度まで)介護保険事業計画に基づく、必要な基盤整備を進めております。また、整備法人に対しての助成については、国による介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金等を活用しています。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成21年度の介護報酬の増額改定や、その他の介護従事者処遇改善施策の状況等、情報収集し、把握に努めるとともに、国・県との連携を図ってまいりたいと考えています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスについては、毎日実施できるよう現状維持に努め、対応しております。また、利用者の安否を確認するうえでも重要と考え、利用者の状況に応じて、実施を進めていきます。

会食方式の実施については、引き続き、地域の福祉会館において、コミュニティサロンを週1回実施しています。

- ★ ②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

一人暮らし高齢者、高齢夫婦などへの生活支援については、地域包括支援センターや地区の民生委員等と連携・協力をしながら必要な方に必要な支援が受けられるよう施策の実施を進めています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

市内巡回路線バス(くるりんばす)は、現在、市民のニーズにあった、利用しやすい路線を目指し、8路線運行しております。1乗車100円(一部路線は200円)ですが、65歳以上の高齢者には、1か月1,000円の定期乗車券を発行しており、また、介護認定者(要支援以上)や障害者(各種手帳の交付を受けている方)については、付き添いの方1名を含み、乗車運賃を無料にしています。(これらの方の中で希望される方には無料バスの発行もしています。)

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

閉じこもりを予防するため会食方式によりコミュニティサロン事業(週1回)を実施しております。

地域のボランティアが実施している「ふれあいいきいきサロン」等へ転倒予防のため講師等を派遣しております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

現在、介護保険制度及び市の独自制度により、住宅のバリアフリー改修に対して給付等を行っています。

また、高齢者専用賃貸住宅や高齢者円滑入居賃貸住宅等の普及を進めていきたいと考えています。

★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

現在は、要介護(支援)認定が要支援2以上で、かつ、主治医の意見書において、知的障害者にあっては、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上と判定された方、また、身体障害者にあっては、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方を障害者控除対象者認定書の交付対象とし、要綱で定めています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

障害者控除対象者認定書の交付対象者に対して、認定書発行についての通知を個別で郵送し、認定書の不要な方のみ申し出いただき、それ以外の方に認定書を発行し個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★ ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

ひとり暮らし、寝たきり、認知症高齢者の非課税世帯への対応を継続していきます。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

現在のところ、資格証明書の発行はありませんが、愛知県後期高齢者医療広域連合要綱に則り、生活実態を十分に把握して、発行に至らないように、保険料の未納対策に取り組んでまいります。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

適用については考えておりません。

3. 子育て支援について

- ★ ①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成20年4月から、中学校卒業まで現物給付(窓口無料)を実施したところであり、18歳までの拡大は考えておりません。

- ★ ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】

平成21年度から14回、22年度から検査項目を調整し14回十子宮がん検診を加え、該当項目について無料となるよう実施しています。回数の継続確保に努力しています。
産後健診については検討していません。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回答】

平成21年度から生活保護基準額の1.5倍未満の世帯とし、申請も学校と市役所学校教育課の窓口での受け付けを行っております。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

4. 国保の改善について

- ★ ①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【回答】

広域化の制度については、現在国で検討されておりますので、その動向を見ながら対応を進めてまいります。

- ★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの繰り入れの増額は、現在のところ考えておりません。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現在のところ、考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現在、近隣市町の状況を調査し、見直しの有無を含めて検討中であります。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

現在のところ、資格証明書の発行は行っていません。

義務教育終了前の子どもの保険証は、すべて簡易書留により送付し、未交付とならないよう努めています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

現在のところ、行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

短期被保険者証の交付により、接触の機会を多く持ち生活実態の把握に努めるとともに、納付相談や減免制度の案内を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

収納課と連携を図りながら滞納者の生活実態の把握に努め、納付資力のない方には、個々の現状を踏まえながら対応してまいります。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準額の1.15倍から1.3倍以下を対象とし、周知としては市のホームページや窓口でのチラシなどで行っております。

また、制度につきましては厚生労働省から全国的な統一基準が示されておりますので、その内容を踏まえ、適切な運用を図ってまいります。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】

自立支援医療の自己負担(利用料)は、障害者自立支援法等の規定に準じています。

なお、身体障害者手帳1級～3級所持者及び精神通院につきましては、本市の福祉医療制度の対象となり、自己負担は無料となります。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

【回答】

現在のところ、福祉サービス利用について、現状の収入認定を見直しする予定はありません。(福祉課)

自立支援医療の収入認定は、障害者自立支援法等の規定に準じています。(保険年金課)

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

【回答】

必要に応じて増額できるよう努力していきます。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

【回答】

補足給付制度があります。今のところ市単独で自己負担を撤廃することは考えておりません。

オ、実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【回答】

国の基準に基づき、実態を調査した上で区分認定を実施しています。

必要に応じたサービス利用をしていただくため、制限を撤廃する予定はありません。

- ②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【回答】

基盤整備が進められるよう努力していきます。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

特定健診について、本市国民健康保険被保険者の受診対象者は、年一回無料で受診することができます。実施期間は5月から11月末までとし、個別医療機関委託により実施しています。(保険年金課)

がん検診は、職場等で受診する機会がある方を除いて、年1回の受診を勧めています。

歯周疾患検診は、国の基準を拡大して30歳から75歳までの5歳階級で年1回受けるよう勧奨しています。(健康課)

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

30代健診を700円で実施しています。

7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくるください。

【回答】

乳幼児また女性の子宮頸がんのワクチンは国で検討中のため、動向をみています。

高齢者肺炎球菌ワクチンはすでに実施しています。

- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【回答】

現在、国が定期接種化の対象ワクチンや費用負担のあり方を検討しているため、その動向をみることとしています。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

窓口にて保護申請を妨害する行為等は、行っておりません。

また、調査の実施及び会計処理上の期間が必要である旨は、保護申請時に説明しご了承を得ております。保護開始までの間は緊急小口資金又は特例つなぎ資金を活用することとしております。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

当市は、国基準による現業員数が1名となるため、正規職員の他業務の兼務による複数で担当という形で保護の実施を行っております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上